**利益相反自己申告書**

※受付日時

※受付番号

（※印は記入しない。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 西暦　 　年　 　月　 　日

一般社団法人臨床糖尿病支援ネットワーク

倫理審査委員会　委員長　殿

研究題名：

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　申請者

施設名

氏　名　　　　　　　　　 　印

1. 評価を受ける者の状況

当該研究に関係するものについて漏れなく記載すること。

A 申告研究者

（1）外部活動（診療活動を除く）

※複数の場合は、列記すること

|  |  |
| --- | --- |
| 外部活動の有無 | □有（「有」とした場合は、下欄に外部活動について企業・団体ごとに記載すること）□無 |
| 企業・団体名 |  |
| 役割（役員・顧問等） |  |
| 活動内容 |  |
| 活動時間（時間/月） |  |

（2）企業・団体からの収入（診療報酬を除く）

※複数の場合は、列記すること

|  |  |
| --- | --- |
| 収入の有無 | □有（年間の合計金額が同一組織から100万円を超える場合のみ「有」とし、下欄に当該収入について企業・団体ごとに記載すること）□無 |
| 企業・団体名 |  |
| 報酬・給与 |  | 万円/年 | ロイヤリティ |  | 万円/年 |
| 原稿料 |  | 万円/年 | 講演謝礼等 |  | 万円/年 |
| その他の贈与 |  | 万円/年 |  |  |

B 申告研究者の生計を一にする配偶者及び家族（一親等まで）

（1）外部活動（診療活動を除くすべてを記載）

※複数の場合は、列記すること

|  |  |
| --- | --- |
| 外部活動の有無 | □有（「有」とした場合は、下欄に外部活動について企業・団体ごとに記載すること）□無 |
| 企業・団体名 |  |
| 役割（役員・顧問等） |  |
| 活動内容 |  |
| 活動時間（時間/月） |  |

（2）企業・団体からの収入（診療報酬を除く）

※複数の場合は、列記すること

|  |  |
| --- | --- |
| 収入の有無 | □有（年間の合計金額が同一組織から100万円を超える場合のみ「有」とし、下欄に当該収入について企業・団体ごとに記載すること）□無 |
| 企業・団体名 |  |
| 報酬・給与 |  | 万円/年 | ロイヤリティ |  | 万円/年 |
| 原稿料 |  | 万円/年 | 講演謝礼等 |  | 万円/年 |
| その他の贈与 |  | 万円/年 |  |  |

 2. 申告研究者の産学連携活動に係る受入額

申請研究に係るもので、申告者又はその所属分野が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄付金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等について記載すること。

※複数の場合は、列記すること

|  |  |
| --- | --- |
| 産学連携活動の有無 | □有（年間の同一組織からの受入額が200万円を超える場合のみ「有」とし、下欄に当該受入額について活動ごとに記載すること）□無 |
| 活動内容 |  |
| 企業名 |  |
| 授受金額 |  | 万円/年 |

3. 産学連携活動の相手先のエクイティ

産学連携活動の相手先との関係（株式（公開・未公開を問わない。）、出資金、ストックオプション、受益権等）について記載すること。

※複数の場合は、列記すること

|  |  |
| --- | --- |
| エクイティ保有の有無 | □有（エクイティを保有する場合のみ「有」とし、下欄に当該エクイティについて企業ごとに記載すること）□無 |
| 企業名 |  |
| エクイティの種類 |  |

【補足事項】

（1）エクイティ(equity)とは、公開・非公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション、受益権等をいう。

（2）エクイティの種類においては、数量を記載すること（記載例：公開株（100株：時価430万円相当）、未公開株（発行株総数の8％））。

4. インフォームドコンセント(IC)等への記載

利益相反に関するICへの記載説明分を添付すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記載の有無 | 有　・　無 | (該当するものに○) |

私の利益相反に関する状況は、上記のとおりであることに間違いありません。

申告日：西暦　　　　年 　月　　日

申告者：　　　　　　　　　　　　　　　印

【注意事項】

（1）公的機関から支給される謝金等については計上しないこと。

（2）申告日より遡り、1年間の活動・報酬について記載すること。

（3）研究実施期間中に新たに利益相反状態が発生した場合には、その時点から6週間以内に修正した自己申告書を提出すること。